

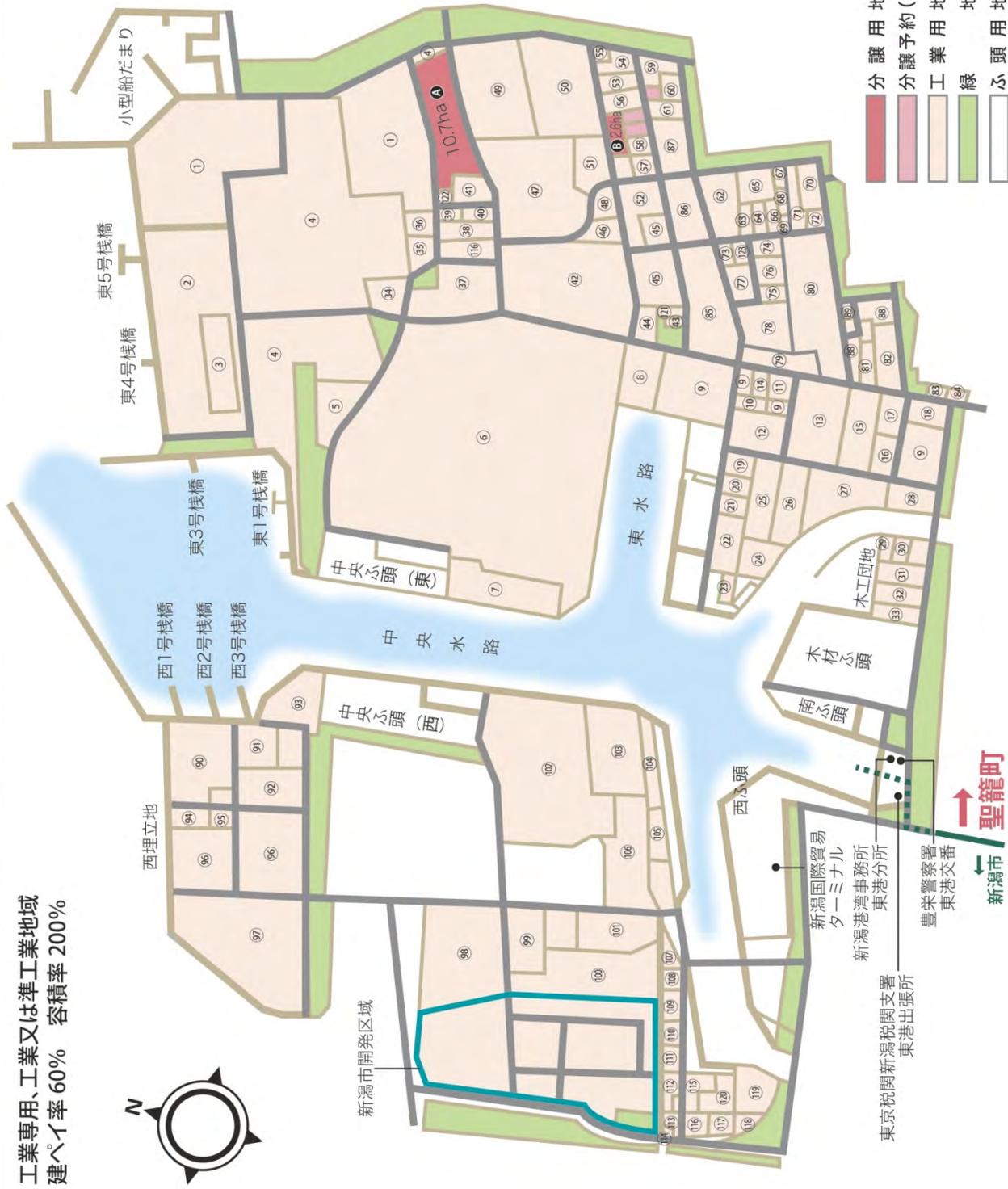
# 提案地方公共団体等 提出資料

| 通番 | ヒアリング事項                                      | ヒアリング<br>団体      | ページ   |
|----|--|------------------|-------|
| 55 | 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し(7件) | 兵庫県              | —     |
|    |  | 九州地方知事会<br>(福岡県) | —     |
|    |  | 神奈川県             | —     |
| 56 | 緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲(3件)          | 聖籠町              | 1~2   |
| 57 | 工場立地法の緑地面積に係る規制緩和(1件)                        | 愛媛県              | 3     |
| 35 | 地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲(1件)            | 鳥取県              | —     |
| 2  | 都市計画の軽易な変更の見直し(2件)                           | 二本松市             | 4~9   |
| 1  | 一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲(1件)   | 函館市              | 10~12 |
| 42 | 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(2件)                      | 酒々井町             | 13~23 |
| 3  | 開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(1件)                   | 川崎市              | 24~25 |
| 41 | 開発行為の許可権限の希望する市への移譲(3件)                      | 東広島市             | 26~31 |



# 新潟東港工業地帯 工業団地区区画図

工業専用、工業又は準工業地域  
建ぺい率 60% 容積率 200%



分譲可能面積 13.3ha

分譲区画面積 A/10.7ha B/2.6ha

1. 現状

<変更届出が不要>  
軽微な変更

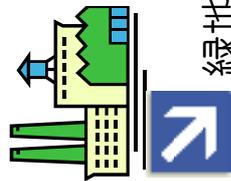
に該当するケース

- 緑地の削減によって減少する面積が10㎡以下
- 保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある

工事着工の90日前までに変更の届出が必要

10㎡を超える緑地を削減しようとする場合

2. 具体的な支障事例



- 敷地面積 100,000㎡
- 緑地面積 10,000㎡
- <緑地面積率 5% (5,000㎡)>

緑地を20㎡程度削減すると・・・

□新たな設備投資等を行う際に、緑地全体に比して僅かな面積の緑地を削減する場合においても、事前の届出が必要となる。

◆例えば・・・

工場周辺に森林・河川等が存在しており、周辺の生活環境に及ぼす影響が小さい地域に存する特定工場

【周辺環境イメージ】



<考え方>

- 周辺環境に及ぼす影響が小さい変更については、届出者の負担、行政事務の効率等の面から見て、変更の都度、届出をさせる必要性は低いものと考えられる（保安上の事由等により速やかに行う必要がある場合に限定しない）。
  - ※次回届出の際に併せて届出を行うことで足りる。
- 社会通念上軽微な変更と考えられる届出で比較的届出の多い事例を参照し、周辺環境に応じた緑地削減割合を設定する。